

長崎地方検察庁
佐世保支部 御中

7・10 佐世保重工業門前ビラ配り 不起訴を求める要請書

2006年7月10日午前7時50分頃、長崎県警佐世保警察署は、「道路交通法第77条違反」で森宗哲也さんを不当逮捕しました。森宗さんは佐世保重工業（SSK）中央門入り口で、SSK職員等に「5/27墜落事故死に関するビラ」を配布していました。そこへ、佐世保警察署のパトカー4台がかけつけ、警察官6～7人が同氏を取り囲み不当逮捕しました。

会社の門前でビラを配布することは、全国どこでも行われている行為で、まして一人で配布していた森宗さんは市民の通行を妨害していたわけではなく、道路交通法違反にあたらぬものです。

言論・表現の自由は、民主主義社会にとって、かけがえのないものです。日本国憲法21条は「一切の表現の自由は、これを保障する」とうたっています。

また、昭和41年2月の東京高裁では、「一人または少数の者が、人の通行の状況に応じて、その妨害を避けるため、いつでも移動し得る状態において、通行人に印刷物を交付する行為のようなものは、その態様、方法において社会通念上、一般交通に著しい影響を及ぼす行為に該当するとは言えない。……所轄警察署の許可を要する行為に該当するものとは言えない」と言い渡され、ビラ配布に対する道路交通法違反事件で、無罪判決が確定しています。

長崎地方検察庁佐世保支部におかれましては、一日も早く、不起訴にされるよう強く要請します。

2006年 月 日

団体名

印

所在地